優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額十二億一千百万円を十一億八千四百万円に減少して発行済優先出資総口数二万四千二百二十口を一口に対して五万円をもって二万三千六百八十口に有償消却することとしましたので（減少すべき優先資本の額は二千七百万円であり、優先出資の消却に要する金額は二千七百万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号八十八頁に掲載されています。

平成二十二年三月二十四日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

近畿プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億一千万円減少し、金九十三億五千二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月二十五日であり、社員総会の決議は平成二十二年三月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年四月十七日

掲載頁　一一四頁（号外第八十三号）

平成二十二年三月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG16特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十二年四月七日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

特定社債の発行等により調達した金銭、又は特定資産の売却等により生じた金銭を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

特定社員及び特定社債権者全員の事前承諾を得ることを要件とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

資産流動化計画期間中に特定社債の発行等により資金調達したとき、又は特定資産の売却を行ったときに遅滞なく行う。

四、減少する優先資本金の額

三億八千百万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社はA号優先出資及びB号優先出資の二種類の優先出資を発行しているところ、今回はA号優先出資のみを消却の対象とし、優先資本金の額の減少において消却するA号優先出資の口数は七千六百二十口である。

六、各優先出資の消却の方法

買入消却とする。すなわち、優先出資の減少額を、買入を希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で買入消却する。また、希望者多数の場合は、抽選によって決める。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

三億八千百万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社は二種類の優先出資を発行しているところ、今回はA号優先出資のみが優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十二年三月二十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ポラリス・キャピタル・パートナーズ特定目的会社　取締役　高橋　典秀

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

平成二十二年四月九日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、各優先資本の額の減少をする目的

優先出資の払戻のため

二、各優先資本金の減少を行う要件

特定社員及び本特定社債の特定社債権者から事前の承諾を得ること、並びに当社発行の第一回一般担保付特定社債の社債要項に規定される配当停止事由に該当しないこと。

三、各優先資本の減少をする時期

第七回決算期にかかる定時社員総会後、法定の手続が完了したとき

四、減少する各優先資本の額

減少する優先資本金の額は金二〇、九〇〇、〇〇〇円とする。

五、消却する各優先出資の種類及び口数、消却の方法並びに消却に要する金額

消却する優先出資はすべての優先資本とし、四一八口を対象とする。消却の方法は優先出資の買入消却とし、消却に要する金額は金二〇、九〇〇、〇〇〇円とする。

平成二十二年三月二十四日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号

ホスピタリティ・レジデンス・ツー特定目的会社　取締役　須貝　信

取消公告

平成二十二年一月二十九日（号外第十九号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金及び準備金の額の減少公告のみ取り消します。

平成二十二年三月二十四日

東京都中央区銀座五丁目七番六号

モーブッサン　ジャパン株式会社

代表取締役　アラン・ネマルク

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二六	下	終りから七	除く。）	除く。）。
二八	〃	〃 二、同条	「社会保険事務所長等及び」を削り、同条同項	「社会保険事務所長等及び」を削り、同条第九十二条第一号、第二号及び第六号
二九	上	一三同条		
三〇	〃	六第九十二条第六号		

三〇ページ上段終りから二〇行目から一八行目までは次のとおりの誤り。

二　その他必要な事項

四〇下　一八という。）

四二上　終りから一五社会保険庁

という。）」

社会保険庁長官

（印刷誤り）

二八	上	一二	四十一条	第四十一条
		終りから一一		
	下	一一	行頭を一字下げる。	
五七	〃	一九	厚生年金保険同法	厚生年金保険法

平成二十二年三月一日法務省告示第百三号

（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

四ページ一段二二行目から二五行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十四日付第六一号六　四ページ●同日付政府調達第五五号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）